

令和6年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務

2 目的

パンフレット等の作成や各種媒体を用いた広報活動により、県内外の学生等やその保護者に対し、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」及び支援企業の周知を行い、県内の産業人材の確保・定着につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

4 業務内容

委託する業務は、次の(1)、(2)とする。

(1) パンフレット等の作成

種 類	規 格	部 数
① パンフレット	日本産業企画A列4番フルカラー、二つ折り（4ページ）	7,000部
② チラシ	日本産業企画A列4番フルカラー、両面1枚	7,500部
③ ポスター	日本産業企画B列2番フルカラー	130部

【共通事項】

- 文章による説明ではなく、写真やイラスト等を用い、事業について分かりやすく伝わるようなデザイン・構成とすること。

【個別事項】

① パンフレットについて

- パンフレットは、大学や高等学校、市町村の他、就職イベント等で配布し、事業の周知を行うことを目的とする。
- パンフレットには、キャッチコピー、事業概要、利用者のメッセージ、県HPの事業紹介ページ等を掲載すること。
- 利用者のメッセージ等に係る取材・インタビューは、受託者にて行うこと。

(例) 表紙 …キャッチコピーなど。
2・3ページ目…利用者からのメッセージ
4ページ目 …事業概要（対象者、対象奨学金、支援金額等）及び県HPの事業紹介ページURLなど。

② チラシについて

- ・ チラシは、企業から学生等へ配布し、自社のPRに活用することを目的とする。
- ・ チラシには事業概要、県HPの事業紹介ページ等を掲載すること。
- ・ チラシの表面には、企業が各自で自社名等を印字するスペースを設け、自社が支援企業であるということをPR出来る構成・配置とすること。また、支援企業が差し込み印刷を行う事が出来るテンプレートを電子データで作成すること。

(例) 表面…事業概要やイメージ図など。
裏面…より詳細な概要(対象者、対象奨学金、支援金額等)及び県HPの事業紹介ページURLなど。

③ ポスターについて

- ・ ポスターは、大学や高等学校、市町村等の各機関で掲示し、事業の周知を行うことを目的とする。
- ・ ポスターには、パンフレットと同一のキャッチコピー、事業概要、県HPの事業紹介ページ等を掲載すること。
- ・ ポスターは、A4版以下の大きさに折りたたんで納品すること。

(2) 広報活動

ウェブやSNSなどの媒体を用いて、若者やその保護者等に対し、当該事業や支援企業の周知を行うこと。この際、年齢、興味・関心、地域・エリア等による適切なターゲット設定を行った上で、延べ60万人以上に発信することを目標にすること。なお、ターゲットは県内のみにとどまらず、県外も含めること。

また、発信する内容は、単に事業等の内容を伝えるだけでなく、宮崎で働くことの魅力が伝わるよう工夫すること。

加えて、委託業務終了後には、広報活動の成果を数値で示した書類を作成し、県へ提出すること。

5 成果品

- ・ 作成したパンフレット、チラシ及びポスターは、**令和7年2月28日**までに宮崎県総合政策部産業政策課へ納品すること。
- ・ 併せて、パンフレット、チラシ(差し込み印刷用のテンプレートを含む。)及びポスターの電子データを同期限内に納品すること。

6 その他の条件

- (1) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (2) 作成するパンフレット等やその他の広報活動における掲出物は、奨学金の貸与を受けた若者等がターゲット層であることを踏まえて、キャッチコピーやデザイン等を工夫すること。

7 委託料に計上できない経費

5万円以上の機械・器具等の備品購入費、租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）、諸経費等の支出内容が明らかでない経費。

8 委託業務終了後の報告について

委託業務を完了したときは、業務委託契約書第9条第1項の規定に基づき、直ちに業務の成果に関する報告書を作成し、県に提出すること。

9 その他

成果品の著作権は、宮崎県に帰属する。成果品の第三者への提供や内容の転載については、宮崎県の承諾を必要とする。